

下呂市馬瀬商工会だより

令和7年12月吉日（師走）発行：下呂市馬瀬商工会
TEL：0576-47-2244
<https://www.gifushoko.or.jp/geroshimaze/> 下呂市馬瀬名丸406



ふるさと祭りで 新企画！ 馬瀬玉入れ選手権「アジャタ」

11月2日（日）清流ふれあい会館にて「南飛騨まぜ秋のふるさと祭り」が開催されました。当商工会では、例年の大縄跳び大会に変わり、年齢や体力に関係なく多くの方に参加していただけた企画「馬瀬玉入れ選手権（アジャタ）」を開催しました。アジャタとは、運動会で定番の玉入れを、タイムを競うスポーツとして発展させたニュースポーツです。ルールを馬瀬仕様に変更し、5人で100個の白い玉をかごに入れた後、アンカーボールの赤い玉を入れるまでの時間を競いました。初めての企画で準備等至らないところもありましたが、たくさんの方に参加いただきました。この「アジャタ」が皆さんの団結や活性化と下呂市の地域振興の一助となるよう、次年度も創意工夫し継続していきたいと考えています。



令和7年分の年末調整

【年末調整】・・・今一度確認！

年末調整を一言でいうと、従業員や専従者の最終的な年税額を年末に計算し、精算する手続きのことです。通常、従業員や専従者が納付する所得税は、毎月の給与や賞与などを支給するたびに、そこから源泉徴収しています。ただし、「扶養する家族に異動があった」場合や、「生命保険料や地震保険料などの所得控除がある」等の理由により毎月の給与控除額の合計と本来の年税額が一致しないケースが多くあります。



そこで1月から12月までの1年分の収入が確定した時点で正確な所得税額を計算し、過不足を精算するため年末調整を行うことになります。

この年末調整は、源泉徴収義務者である事業所に実施が義務付けられており、年末調整を実施した後は、税務署や従業員が居住する市区町村にその内容を報告することが必要です。令和7年の年末調整は、税制改正の影響を受け大きな変更が加えられています。下記に主な変更点3点を簡単にまとめましたので参考にしていただきたいと思います。

【変更点1】基礎控除・給与所得控除の引き上げ

「基礎控除の見直し」

これまで一律48万円となっていましたが、令和7年は合計所得金額に応じて58万円～95万円の範囲で控除されることになります。これは、令和7年・8年分の暫定的措置となっており、令和9年分以降は一律58万円の控除になります。ただし、合計所得金額2,350万円超に対する基礎控除額には

改正はありません。

「給与所得控除の見直し」

給与所得控除については、これまで年収額（=給与等の収入金額）に応じて55万円を最大として段階的に設定されていた控除額が、一律65万円に引き上げられました。

尚、給与の収入金額が190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

【変更点2】扶養控除・配偶者控除などの所得要件が緩和

基礎控除・給与所得控除が引き上げられたことにより、扶養親族や配偶者などの所得要件も次のように見直されました。

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる 配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

【変更点3】特定親族特別控除の創設

基礎控除の引き上げに伴い、大学生の年代の子ども（19歳以上23歳未満）がいる世帯の税負担を軽減するため、「特定親族特別控除」が創設されました。これは、従来、いわゆる「103万円の壁」を意識して就業調整をしていた学生アルバイトに対する措置で、特定親族にあたる扶養親族の合計所得金額に応じて段階的に特別控除が受けられるというものです。昨年まで特定扶養親族（19歳以上23歳未満）として控除を受ける要件のひとつに合計所得金額が48万円以下（収入が給与だけの場合は年収103万円以下）とありましたが、令和7年以降、合計所得金額が58万円以下（収入が給与だけの場合は年収123万円以下）となりました。しかし、より多くのアルバイト収入を得る大学生がいる場合、この控除が適用されなくなるため世帯への税負担が大きくなります。そこで、この年齢層に対して、所得の多寡に応じて段階的な控除が適用されることになりました。（尚、所得金額に対する特定親族特別控除額の一覧については国税庁のホームページ等でご確認ください。）



つまり、合計所得金額が58万円以下（年収123万円以下）であれば「特定扶養親族」として扶養控除が適用され、合計所得金額58万円を超える場合（年収123万円超）は特定親族特別控除が適用されることになります。また、特定親族特別控除は、所得が増えるほど控除額は少しずつ減額され、最終的に合計所得金額が123万円（年収188万円）を超えると適用対象外となります。

以上、簡単にまとめてみましたが、国税庁のホームページ「年末調整がよくわかるページ」等で確認していただき、お間違いのない事務手続きをお願いします。

また、商工会では例年通り、年末調整の事務についての支援をさせていただきます。来会される方は、各種控除証明書等お忘れ物のないようお越しください。期限が近くなりますと、大変混雑しますので、お早めに来会されることをお勧めします。

裏面につづきます。

※源泉所得税納付期限 令和8年1月13日(火)
但し、納期特例届出事業者は1月20日(火)となります。

確定申告に向けてお早めにご準備ください！ 決算・所得税、消費税確定申告

商工会では、個人事業主の決算・確定申告全般にわたり、一連の支援業務を行います。昨年まで、商工会で支援を実施させていただいた事業所の方には、後日、申告指導支援の案内をさせていただく予定です。

年明け頃「そろそろ準備しないと」と思いつつも、なかなか動き出せない・・・早め早めの対応がトラブルを防ぎます。

商工会の記帳機械化を利用している皆さまにおいては、「出納帳」などを早めに提出いただくようご協力をお願いいたします。



STOP！ 冬季労働災害プロジェクト

飛騨地区では、冬季の厳しい気象条件の影響を受け、積雪・凍結・寒冷に起因した冬季特有の災害が発生しています。令和2年度から令和6年度の5か年の冬季（12/1～3/31）において、休業4日以上の労働災害が330件発生していますが、そのうち、冬季特有の労働災害は107件（32.4%）となっています。その災害の内訳は、路面の凍結等による転倒災害が77件と最も多く、手足の骨折等を伴う重傷災害が多くなっています。続いて、屋根の雪下ろし時等における墜落・転落災害14件、車やオートバイのスリップ等による交通事故が4件発生しています。また、全国的に見ると、除雪作業用重機の転落災害、燃焼式暖房器具使用による一酸化炭素中毒などの労働災害も散見されます。



このため、高山労働基準監督署では、12月1日から翌年3月31日までの4か月間、「STOP！冬季労働災害プロジェクト」を推進しています。労働災害防止のため積極的な取り組みをお願いします。

尚、「令和7年度 STOP！冬季労働災害プロジェクト実施要綱」及び「推進リーフレット」については、高山労働基準監督署のホームページをごらんください。

建設業の皆さん、今一度確認を！ 労災保険（現場労災）の適用範囲

建設業の一括有期事業の労災保険（現場労災）の適用範囲は、元請け工事に関係するものに限られます。したがって、建設業務従事者の特定の工事現場に付随しない業務（土場・資材置き場等の整理作業など）や、社内の事務職の方の業務については、上記の現場労災保険とは別に「事務所等の労災保険」への加入が必要となります。従業員の方が、特定の工事現場に付随しない業務で負傷した場合は、「事務所等労災の保険関係」で労災請求してください。

また、すでに「事務所等の労災保険」に加入されている事業所におきましては、毎年5月に案内しています労災保険の年度更新において、建設業務従事者の特定の工事現場に付随しない業務に従事した際の賃金についても申告漏れとならないようご注意ください。

「事務所等の労災保険」の加入について、ご相談がある場合は、下呂市馬瀬商工会、又は、萩原町商工会（労働保険事務組合）までご連絡ください。

下呂市ふるさと納税新規返礼品 事業者募集中！

「ふるさと納税」とは、個人が任意で選んだ自治体（都道府県や市町村）に「寄付」できる制度です。寄付することで、原則として自己負担額2,000円を除いた全額が、現在住んでいる自治体に収める所得税や個人住民税から控除・還付されます（年収などに応じた上限額があります）。返礼品は各自治体ならではの食品や木工品などの特産品・宿泊券などのサービス券をお送りしています。



下呂市では、ふるさと納税制度を活用した地域活性化・特産品振興のため、下呂市の魅力PRのために「ふるさと納税返礼品」を提供いただける事業者を募集しています。

◆ふるさと納税 地場産品の基準について◆

ふるさと納税の返礼品は、地域における雇用の創出や、地域資源の発掘など、地域経済の活性化に貢献するものである必要があります。

そのため、返礼品を提供される際は、国（総務省）から示された「地場産品基準」にもとづき取り扱うことが定められています。基準に合致しないと下呂市が判断した場合、返礼品の登録をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。（総務省が定める地場産品基準の詳細は、総務省ホームページにてご確認いただけます）

ーお問い合わせー

下呂市観光商工部商工課 0576-24-2638（商工課直通）

年末に向けて体調管理を！



年末に向けて何かとあわただしくなり、食生活も油断しがちになるかと思います。今一度、自分の食生活を振り返り、元気に新しい年を迎えていただきたいと思います。特に寒くなると、塩分を取りすぎることも多くなると思いますが、塩分過多は「高血圧」にもつながります。1日の塩分摂取目安量は、15歳以上の男性で7.5g未満、12歳以上の女性で6.5g未満と言われています。食品には必ず塩分量が表示されており、この機会に家庭でも塩分量チェックを行ってみてはどうでしょうか？

「健康」を維持することが、事業の繁栄にもつながっていくと思います。

☆お知らせ☆

・12月27日(土)～1月4日(日)の9日間は、事務局は休業させていただきます。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひいたします。

・新春講演会は、1月17日(土) 隅 美輝の里にて開催いたします。
詳しくは、後日案内させていただきますがご予定のほどお願ひいたします。